

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の五）</p> <p>第二章 一般廃棄物（第三条 第五条の十）</p> <p>第三章 産業廃棄物（第六条 第七条の六）</p> <p>第四章 廃棄物処理センター（第八条 第十三条）</p> <p>第五章 雑則（第十四条 第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）</p> <p>第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>三 九 （略）</p> <p>（事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）</p> <p>第四条の四 法第六条の二第七項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うこ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の五）</p> <p>第二章 一般廃棄物（第三条 第五条の七）</p> <p>第三章 産業廃棄物（第六条 第七条の四）</p> <p>第四章 廃棄物処理センター（第八条 第十三条）</p> <p>第五章 雑則（第十四条 第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）</p> <p>第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>三 九 （略）</p>

とができる者であつて、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

二 特別管理一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生にあつては、その運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。

第四条の五 (略)

(法第七条第五項第四号八の生活環境の保全を目的とする法令)

第四条の六 法第七条第五項第四号八に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 九 (略)

(法第七条第五項第四号へ、り及び又の政令で定める使用人)

第四条の七 法第七条第五項第四号へ、り及び又に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一・二 (略)

(一般廃棄物処分業の許可の更新期間)

第四条の八 法第七条第七項に規定する政令で定める期間は、二年とする。

(広域的処理に係る変更の認定)

第五条の八 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の変更の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環

第四条の四 (略)

(法第七条第三項第四号八の生活環境の保全を目的とする法令)

第四条の五 法第七条第三項第四号八に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 九 (略)

(法第七条第三項第四号ト及びチの政令で定める使用人)

第四条の六 法第七条第三項第四号ト及びチに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一・二 (略)

(一般廃棄物処分業の許可の更新期間)

第四条の七 法第七条第五項に規定する政令で定める期間は、二年とする。

境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 一 当該認定に係る処理の内容に関する事項
- 二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）に関する事項
- 三 当該認定に係る処理の用に供する施設に関する事項

（認定証）

第五条の九 環境大臣は、法第九条の九第一項の認定をしたとき、又は前条の規定により変更の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

（廃止等の届出）

第五条の十 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、第五条の八ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは法第九条の九第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該認定に係る処理に係る事業の全部若しくは一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 （略）
- 二 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 （略）

イ (略)

ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 保管する産業廃棄物(当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該一般廃棄物を含む。)の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量)を超えないようにすること。

ハ (略)

三(五) (略)

ニ (略)

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 法第十二条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

三(五) (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる

二 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。))又は再生に当たつては、次によること。

イ (略)

ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量)を超えないようにすること。

ハ (略)

三(五) (略)

ニ (略)

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 法第十二条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の第三項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

三(五) (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

イ ト（略）

チ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) (2)（略）

(3) 保管する特別管理産業廃棄物（当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該特別管理一般廃棄物を含む。）の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

三・四（略）

2（略）

（法第十三条の十四第二項の政令で定める基準）

第六条の八 法第十三条の十四第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 受託者が法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しない者であること。

三（略）

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

イ ト（略）

チ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) (2)（略）

(3) 保管する特別管理産業廃棄物の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

三・四（略）

2（略）

（法第十三条の十四第二項の政令で定める基準）

第六条の八 法第十三条の十四第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 受託者が法第十四条第三項第二号イからへまでのいずれにも該当

(法第十四条第五項第二号二及びへへの政令で定める使用人)

第六条の十 法第十四条第五項第二号二及びへへに規定する政令で定める使用人は、第四条の七に規定するものとする。

(産業廃棄物処分業の許可の更新期間)

第六条の十一 法第十四条第七項の政令で定める期間は、五年とする。

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)

第六条の十二 法第十四条第十四項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新期間)

第六条の十四 法第十四条の四第七項の政令で定める期間は、五年とする。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)

第六条の十五 法第十四条の四第十四項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(産業廃棄物の広域的処理の認定に関する読替え)

第七条の四 法第十五条の四の三第三項の規定により法第九条の第九第八項の規定を準用する場合には、同項中「前各項」とあるのは、「第

しない者であること。

三 (略)

(法第十四条第三項第二号二及びへへの政令で定める使用人)

第六条の十 法第十四条第三項第二号二及びへへに規定する政令で定める使用人は、第四条の六に規定するものとする。

(産業廃棄物処分業の許可の更新期間)

第六条の十一 法第十四条第五項の政令で定める期間は、五年とする。

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)

第六条の十二 法第十四条第十項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新期間)

第六条の十四 法第十四条の四第五項の政令で定める期間は、五年とする。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)

第六条の十五 法第十四条の四第十項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

第十五条の四の三第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第三項から第七項まで」と読み替えるものとする。

(広域的処理に係る変更の認定等)

第七条の五 第五条の八から第五条の十までの規定は、法第十五条の四の三第一項の認定について準用する。この場合において、第五条の十中「第五条の八ただし書」とあるのは「第七条の五において準用する第五条の八ただし書」と、「法第九条の九第二項第一号」とあるのは「法第十五条の四の三第二項第一号」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の輸出の確認に関する読替え)

第七条の六 法第十五条の四の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

(産業廃棄物の輸出の確認に関する読替え)

第七条の四 法第十五条の四の五第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

改 正 案	現 行
<p>（特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四五までの項の中欄に掲げる貨物（同表の四二の項の中欄に掲げる貨物のうち向精神薬であつて、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の十一第二号の規定に該当する者が輸出するものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 別表第二の三五の二の項(二)に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十条第二項（同法第十五条の四の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとするとき。</p> <p>四（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四五までの項の中欄に掲げる貨物（同表の四二の項の中欄に掲げる貨物のうち向精神薬であつて、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の十一第二号の規定に該当する者が輸出するものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 別表第二の三五の二の項(二)に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十条第二項（同法第十五条の四の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとするとき。</p> <p>四（略）</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第七百一条の三十四第三項第八号の施設）</p> <p>第五十六条の二十五の二 法第七百一条の三十四第三項第八号に規定する政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第六項の規定による許可若しくは同法第九条の八第一項の規定による認定を受けて、又は同法第七条第一項ただし書若しくは同条第六項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分^一の事業の用に供する施設（当該施設が同号の事業の用と第五十六条の五十三の二第一項第四号の事業の用と併せ供される場合には、当該施設のうち法第七百一条の三十四第三項第八号の事業に係るものとして総務省令で定める部分に限る。）とする。</p> <p>（法第七百一条の四十一第一項の表の第五号の事業等）</p> <p>第五十六条の五十三の二（略）</p> <p>2 法第七百一条の四十一第一項の表の第五号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の四第一項若しくは第六項の規定による許可又は同法第十五条の四の二第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分^一の事業 同法第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の四第一項若しくは第六項の規定による許可又は同法第十五条の四の二第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物</p>	<p>（法第七百一条の三十四第三項第八号の施設）</p> <p>第五十六条の二十五の二 法第七百一条の三十四第三項第八号に規定する政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第四項の規定による許可若しくは同法第九条の八第一項の規定による認定を受けて、又は同法第七条第一項ただし書若しくは同条第四項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分^一の事業の用に供する施設（当該施設が同号の事業の用と第五十六条の五十三の二第一項第四号の事業の用と併せ供される場合には、当該施設のうち法第七百一条の三十四第三項第八号の事業に係るものとして総務省令で定める部分に限る。）とする。</p> <p>（法第七百一条の四十一第一項の表の第五号の事業等）</p> <p>第五十六条の五十三の二（略）</p> <p>2 法第七百一条の四十一第一項の表の第五号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の規定による許可又は同法第十五条の四の二第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物</p>

<p>設 の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施 二丁六 (略)</p>	<p>設 の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施 二丁六 (略)</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>（特定災害防止準備金）</p> <p>第十二条 法第二十條の二第一項の表の第二号に規定する政令で定める最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八條第一項の規定による許可（同法第九條第一項の規定による許可を含む。）に係る同法第八條第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五條第一項の規定による許可（同法第十五條の二の五第一項の規定による許可を含む。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七條第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場とし、同表の第二号に規定する政令で定める最終処分は、埋立処分（地中にある空間を利用する方法を含む。）とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（特定災害防止準備金）</p> <p>第三十二條の八 法第五十五條の六第一項の表の第二号に規定する政令で定める最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項の規定による許可（同法第九條第一項の規定による許可を含む。）に係る同法第八條第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五條第一項の規定による許可（同法第十五條の二の五第一項の規定による許可を含む。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七條第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場とし、同表の第二号に規定する政令で定める最終処分は、埋立処分（地中にある空間を利用する方法を含む。）とする。</p>	<p>（特定災害防止準備金）</p> <p>第十二条 法第二十條の二第一項の表の第二号に規定する政令で定める最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八條第一項の規定による許可（同法第九條第一項の規定による許可を含む。）に係る同法第八條第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五條第一項の規定による許可（同法第十五條の二の四第一項の規定による許可を含む。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七條第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場とし、同表の第二号に規定する政令で定める最終処分は、埋立処分（地中にある空間を利用する方法を含む。）とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（特定災害防止準備金）</p> <p>第三十二條の八 法第五十五條の六第一項の表の第二号に規定する政令で定める最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項の規定による許可（同法第九條第一項の規定による許可を含む。）に係る同法第八條第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五條第一項の規定による許可（同法第十五條の二の四第一項の規定による許可を含む。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七條第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場とし、同表の第二号に規定する政令で定める最終処分は、埋立処分（地中にある空間を利用する方法を含む。）とする。</p>

2
19

(略)

2
19

(略)

改正案		別表（第十六条の五関係）	
(一) (二)	(略)	(三)	(四) (十二)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項、第九條第一項、第十五條第一項若しくは第十五條の二の五第一項の規定による許可又は同法第九條の三第一項若しくは第七項の規定による届出	同法第九條の二第一項、第九條の三第三項（同條第八項において準用する場合を含む。）若しくは第九項又は第十五條の二の六の規定による命令	(略)
現行		別表（第十六条の五関係）	
(一) (二)	(略)	(三)	(四) (十二)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項、第九條第一項、第十五條第一項若しくは第十五條の二の四第一項の規定による許可又は同法第九條の三第一項若しくは第七項の規定による届出	同法第九條の二第一項、第九條の三第三項（同條第八項において準用する場合を含む。）若しくは第九項又は第十五條の三の規定による命令	(略)

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第一条関係） 一～七十一の三（略）</p> <p>七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるものイ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ（略） 七十一の五～七十四（略）</p>	<p>別表第一（第一条関係） 一～七十一の三（略）</p> <p>七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるものイ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ（略） 七十一の五～七十四（略）</p>

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十二条の政令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項及び第四項から第六項まで、第八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第八条の五第四項、第九条、第九条の二第一項、第九条の二の二第一項及び第二項、第九条の三第一項、第三項、第四項及び第七項から第十項まで、第九条の五第一項及び第二項、第九条の六、第九条の七第二項、第十二条第七項から第九項まで、第十二条の二第八項から第十項まで、第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四条の二、第十四条の三、第十四条の四の二、第十四条の五、第十四条の六、第十五条第一項及び第四項から第六項まで、第十五条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十五条の三、第十五条の四、第十五条の五、第十五条の六、第十五条の七、第十八条第一項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の八第一項から第四項まで、第十九条の九、第十九条の十第一項及び第三項、第二十条（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入検査に係るものを除く。）並びに第二十三条の三から第二十三条の五までに規定する事務</p>	<p>地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十二条の政令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項及び第四項から第六項まで、第八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第八条の五第四項、第九条、第九条の二第一項、第九条の三第一項、第三項、第四項及び第七項から第十項まで、第九条の五第一項及び第二項、第九条の六、第九条の七第二項、第十二条第七項から第九項まで、第十二条の二第八項から第十項まで、第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第三項、第四項及び第六項、第十四条の二、第十四条の三、第十四条の四第一項、第三項、第四項及び第六項、第十四条の五、第十四条の六、第十五条第一項及び第四項から第六項まで、第十五条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十五条の三、第十五条の四、第十五条の五、第十五条の六、第十八条第一項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の八第一項から第四項まで、第十九条の九、第十九条の十第一項及び第三項、第二十条（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入検査に係るものを除く。）並びに第二十三条の三から第二十三条の五までに規定する事務</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三十七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第六条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イハ （略）</p> <p>ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條の四若しくは第十四條の三の二（同法第十四條の六において準用する場合を含む。）又は淨化槽法第四十一條第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p> <p>ホチ （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（法第三十七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第六条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イハ （略）</p> <p>ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條の三若しくは第十四條の三（同法第十四條の六において準用する場合を含む。）又は淨化槽法第四十一條第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p> <p>ホチ （略）</p> <p>三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第四十九条第三項の政令で定める基準） 第五条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イハ （略）</p> <p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條の四若しくは第十四條の三の二（同法第十四條の六において準用する場合を含む。）又は淨化槽法第四十一條第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p> <p>ホチ （略）</p>	<p>（法第四十九条第三項の政令で定める基準） 第五条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イハ （略）</p> <p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條の三若しくは第十四條の三（同法第十四條の六において準用する場合を含む。）又は淨化槽法第四十一條第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p> <p>ホチ （略）</p>

改正案

現行

別表第一（第一条、第三条、第六条関係）		別表第一（第一条、第三条、第六条関係）	
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一、五 （略）	（略）	（略）	（略）
六 法第二 二条第二 項第一号 へに掲げ る事業の 種類	口 一般廃棄物最 終処分場又は産業 廃棄物最終処分 場の規模の変更の事 業（埋立処分場所 の面積が三十ヘク タール以上増加す るものに限る。）	一般廃棄物最終 処分場又は産業 廃棄物最終処分 場の規模の変更 の事業（埋立処 分場所の面積が 二十五ヘクター ル以上三十ヘク タール未満増加 するものに限る ）。	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律第九条第一 項、第九条の三 第七項又は第十 五条の二の第五 項
七十三	（略）	（略）	（略）
七十三	（略）	（略）	（略）

(略)

別表第四(第十四条関係)

一 (略)	(略)
二 法第三十三 条第二項第二号 の法律の規定で あつて政令で定 めるもの	道路整備特別措置法第三条第三項、第七条の十 二第三項及び第七条の第十四第五項、水道法第八 条第一項(同法第十条第二項において準用する 場合を含む。)及び同法第二十八條第一項(同 法第三十条第二項において準用する場合を含む 。)、工業用水道事業法第五条(同法第六条第 三項において準用する場合を含む。)、廃棄物 の処理及び清掃に関する法律第八条の第二第一項 (同法第九条第二項において準用する場合を含 む。)、及び同法第十五条の第二第一項(同法第十 五条の二の五第二項において準用する場合を含 む。)、並びに都市計画法第六十一条(同法第六 十三条第二項において準用する場合を含む。)
三 (略)	(略)

(略)

別表第四(第十四条関係)

一 (略)	(略)
二 法第三十三 条第二項第二号 の法律の規定で あつて政令で定 めるもの	道路整備特別措置法第三条第三項、第七条の十 二第三項及び第七条の第十四第五項、水道法第八 条第一項(同法第十条第二項において準用する 場合を含む。)及び同法第二十八條第一項(同 法第三十条第二項において準用する場合を含む 。)、工業用水道事業法第五条(同法第六条第 三項において準用する場合を含む。)、廃棄物 の処理及び清掃に関する法律第八条の第二第一項 (同法第九条第二項において準用する場合を含 む。)、及び同法第十五条の第二第一項(同法第十 五条の二の四第二項において準用する場合を含 む。)、並びに都市計画法第六十一条(同法第六 十三条第二項において準用する場合を含む。)
三 (略)	(略)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
九十五（略）	九十五（略）	九十五（略）	九十五（略）
標準事務	手数料を徴収する事務	標準事務	手数料を徴収する事務
一～九十三（略）	（略）	一～九十三（略）	（略）
九十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	1（略）	九十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	1（略）
第十四条第一項、第二項、第六項及び第七項の規定に基づく産業廃棄物処理業の許可に関する事務	2（略）	第十四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づく産業廃棄物処理業の許可に関する事務	2（略）
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査		3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第四項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査
	4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査		4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第五項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査
	九万四千円		九万四千円
金額	金額	金額	金額

九十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項、第二項、第六項及び第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務	1 (略)	九十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可に関する事務	(略)	九十七・九十八 (略)	
	2 (略)				
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の申請に対する審査				4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の更新の申請に対する審査
	十万円				イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る

九十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務	1 (略)	九十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の四第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可に関する事務	(略)	九十七・九十八 (略)	
	2 (略)				
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第四項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の申請に対する審査				4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第五項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の更新の申請に対する審査
	十万円				イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る

百〇百八 (略)	
(略)	
(略)	事項の変更の 許可の申請に 係る審査 十 三万円 □ その他の 産業廃棄物処 理施設の設置 の許可に係る 事項の変更の 許可の申請に 係る審査 十 一万円
百〇百八 (略)	
(略)	
(略)	事項の変更の 許可の申請に 係る審査 十 三万円 □ その他の 産業廃棄物処 理施設の設置 の許可に係る 事項の変更の 許可の申請に 係る審査 十 一万円